

井戸所有者の皆さんへ

災害時協力井戸を募集しています

地震などの災害により水道が長期間断水すると、水の確保が難しくなります。飲料水は、臨時給水所での応急給水やペットボトル水の備蓄等の準備があり、比較的速やかに確保することができますが、家庭で使う生活用水（飲用以外のトイレや掃除などに使う水）は不足することが予想されます。

『災害時協力井戸登録制度』は、災害時に地域の人に水を提供できる井戸をあらかじめ登録しておくことで、地域にある井戸を活用して災害時の生活用水を確保するための制度です。

井戸所有者の皆さんの協力をお願いします。

登録できる井戸

- 市内にあり、現在使用している井戸
- 電動か手動式の揚水ポンプ又はつるべがあり、安全に利用できる井戸
- 次の事項に同意できること
 - 災害時に無償で井戸水を提供できる。
 - 門や玄関など見やすい場所に協力井戸の標識を掲示する。
 - 井戸の所在地、所有者の情報を公開する。



登録手続き

- 登録を希望する井戸所有者は、登録申出書を提出してください。
- 審査の結果、登録された井戸所有者には標識を交付します。
- 交付された標識は、門や玄関などに掲示し、災害発生時には地域の人に井戸水を提供してください。
- 年1回登録更新の確認があります。

問い合わせ

問い合わせや相談、書類の提出などは、次の窓口までお願いします。

- 総務部 危機管理室 ☎0287-62-7150
- 西那須野支所 総務税務課 ☎0287-37-5105
- 塩原支所 総務福祉課 ☎0287-32-2911

